

肝臓機能障害の 認定事務について

対象者数の見込み

【重症の肝臓機能障害】

○わが国における肝臓機能障害の主な原因である肝炎ウイルスのキャリアは、
全国で約300万人

○他の原因も含め、肝硬変に移行しているものは40万人程度

○そのうち、Child-Pugh分類のグレードCに該当するのは1割程度

・・・身体障害の対象となるのは約3万人から5万人と推定される

※地域別、等級別のデータは不明

【肝臓移植者数】

○これまでに肝臓移植を受けた者で生存している者は、推定4,000人程度

○近年は、国内では年間500件程度で推移

○肝移植を実施した者の5年生存率は75%程度

・・・22年度以降、5,000人を基点として毎年400人程度の増加が見込まれる

医療費

【自立支援医療関係】 ※A病院の実績

肝臓移植	約1,000万円
抗免疫療法	約10万円／月

(参考)

【Child-Pugh分類グレードCの症例】 ※B病院の実績

全体平均 約230万円／年

※あくまで全体平均であり、症例によって異なる。

※現在の肝臓に関連する医療費助成制度

- ①特定疾患治療研究事業
 - ・劇症肝炎
 - ・原発性胆汁性肝硬変
- ②小児慢性特定疾患治療研究事業
 - ・胆道閉鎖症
 - ・肝硬変 等
- ③インターフェロンの医療費助成
 - ・B型肝炎・C型肝炎ウイルスによる慢性肝炎

自治体における今後のスケジュール(例)

21年10月	15条指定医の募集
11月	(国)政省令公布 (国)関係通知発出(認定基準、認定要領、細則準則(診断書様式)等)
12月	社会福祉審議会身体障害者福祉関係分科会(指定医の指定) 15条指定医への指定(内定)通知(指定日は22年4月1日付) 15条指定医に対して認定事務を説明 広報開始(指定医への講習が終わり次第順次)
22年 2月	肝臓機能障害の認定申請受付開始
3月	社会福祉審議会審査部会(4月1日付認定(却下)分の審査)
4月	肝臓機能障害の認定開始

※継続的な医療が必要である者を対象として想定していることから、10月以降、医療機関に対する広報紙の掲示・配布依頼等による周知を行う。

(肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関には、当省から周知予定)

※合わせて、自治体広報紙や担当窓口における周知をお願いしたい。

21年度中の申請に関する診断書の取扱い

- 身体障害者福祉法施行令、施行規則、指定医の指定基準告示は、11月中を目途に公布予定であるが、施行日はいずれも22年4月1日となる。
- したがって、15条指定医の指定日も22年4月1日付となる。



- 平成22年4月1日付で肝臓機能障害の認定するためには、その前に申請書とともに診断書が提出される必要がある。
- 診断書を作成する指定医は4月1日付指定となるが、4月1日付での指定が内定した医師が作成する診断書については、21年度中に作成した診断書も4月1日付（認定時）をもって有効とする取扱いとする。（指定医基準告示公布後、通知を发出予定）

21年12月ごろ

指定医の指定(内定)
(22年4月1日付)

診断書の作成は可能

有効

22年4月

政省令・告示等施行
認定開始

指定医の指定に関する留意事項

【診療科名の目安】

内科、消化器科、小児科、外科、小児外科

※当面は、肝疾患診療連携拠点病院、専門医療機関に所属する肝臓専門医を中心として想定

【診断書作成期間の確保】

①指定医の指定(社会福祉審議会身体障害者福祉関係分科会)

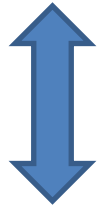
②広報 【21年12月目途】

③診断書の作成

④認定申請受付開始 【22年2月目途】

⑤審査

⑥認定・手帳交付 【22年4月】



検査期間や診断書作成期間を確保するため、できる限りこの期間を長くとることが望ましい。

すでに社会福祉審議会の日程等が決定していると思われるが、初期の認定事務を円滑に行うため、指定医の募集期間の配慮等をお願いしたい。